

支給認定基準の取扱い等について

基準の内容

保育の必要性の事由		市基準 (案)	保育の必要量の取扱い		【参考】現行の市規定
			国	市(案)	
事由	①就労 (1ヶ月において48時間以上から64時間までの範囲内で市が定める。)	48時間以上	標準・短	標準・短	①、②居宅外及び居宅内労働(家事以外) ③妊娠中又は出産後間がないこと(産前産後8週) ④疾病若しくは負傷又は精神若しくは身体障害 ⑤同居の親族を常時介護していること ⑥震災、風水害、火災その他の災害の復旧 保育の必要性の事由にかかる取扱い(案) (1) 妊娠・出産 ○現行の産前産後各8週(多胎児出産は産前14週)であったが、妊娠中であれば周期に関わりなく認めることとする。(産後は従来どおり8週を経過した月末まで) (2) 育児休業取得時の継続利用 ○3歳未満児クラスについての制限を撤廃する。(利用可能期間は、従来どおり産まれた子が1歳になる年度末まで)
	②妊娠中又は出産後間がないこと		標準	標準	
	③疾病若しくは負傷又は精神若しくは身体障害	標準・短	標準		
	④同居の親族を常時介護していること	標準・短	標準		
	⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧	標準	標準		
	⑥求職活動(起業準備を含む)	※市独自の事由を設けない	標準・短	短(原則)	
	⑦就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)		標準・短	標準・短	
	⑧虐待やDVの恐れがあること		標準	標準	
	⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続が必要であること		標準・短	短(原則)	
	⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合		—	—	
保育の必要量					
区分 (必要量)	①保育標準時間 11時間以内 ②保育短時間 8時間以内 ※上記事由③、⑥、⑨については、区分を分けないことができる。	上記のとおり			
優先利用					
優先 利用	①ひとり親家庭	国基準どおり			【保育所入所諾否の決定に係る選考事務取扱要領】 ①ひとり親世帯 ②生活保護世帯 ③世帯主である父母の求職 ④児童虐待やDV(別途優先対応) ⑤育児休業明け再入所 ⑥転園 ⑦管外受託からの切替継続 ⑧兄弟姉妹同時入所 ⑨多子世帯 ⑩多胎児世帯
	②生活保護世帯				
	③生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合				
	④虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合				
	⑤子どもが障害を有する場合				
	⑥育児休業を終了した場合				
	⑦兄弟姉妹(多胎児含む)について、同一の保育所等の利用を希望する場合				
	⑧小規模保育事業などの卒園児童				
	⑨その他、市町村が定める事由	市独自基準として			
	・右欄の⑥、⑦、⑨、⑩ ・利用調整において希望する保育所等の利用が不可だった場合				